

令和6年度 公益財団法人 全国高等学校体育連盟 なぎなた専門部規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本専門部は、公益財団法人全国高等学校体育連盟なぎなた専門部[略称：(公財)全国高体連なぎなた専門部]と称する。

第2条 本専門部の主たる事務局は、部長又は副部長、委員長の在任校におく。

第2章 目的

第3条 本専門部は、公益財団法人全国高等学校体育連盟[略称：(公財)全国高等学校体育連盟]の定款に基づき、関係団体と提携し、高等学校における、なぎなたの健全な普及、発展を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本専門部は、本規約第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1 高等学校におけるなぎなたに関する調査研究
- 2 高等学校なぎなた大会の開催並びに指導
- 3 関係団体との連絡
- 4 その他、本部会の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本専門部は、(公財)全国高等学校体育連盟定款第3章第6条によって組織する。

第6条 本専門部は、各都道府県高等学校体育連盟なぎなた専門部をもって組織する。

第7条 本専門部には、各種専門委員会をおくことができる。これらの専門委員会は、常任委員会の諮問に応じる。

第5章 役員

第8条 本専門部に次の役員をおく。

- | | | |
|---|------|----------|
| 1 | 部長 | 1名 |
| 2 | 副部長 | 若干名 |
| 3 | 委員長 | 1名 |
| 4 | 副委員長 | 若干名 |
| 5 | 常任委員 | 若干名 |
| 6 | 委員 | 各都道府県各1名 |
| 7 | 監事 | 2名 |

第9条 部長及び副部長は、委員の推薦により、(公財)全国高等学校体育連盟理事会の承認を得て、会長が、これを委嘱する。

部長は、本専門部を代表し会務を統括する。副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときは、その会務を代行する。

第10条 委員長、副委員長は、委員の互選とし、部長が、これを委嘱する。委員長は、部長を補佐し、委員会並びに常任委員会を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、会務を代行する。

- 第11条 常任委員は、委員の互選した者並びに委員長の推薦した者とし、部長が、これを委嘱する。常任委員は、本専門部の会務を処理する。
- 第12条 委員は、各都道府県高等学校体育連盟なぎなた専門部の代表者又はこれに準ずる者とする。
- 第13条 監事は、常任委員会で推薦し、部長が、これを委嘱する。監事は、会計を監査する。
- 第14条 役員の任務は、2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第15条 本専門部には、顧問をおくことができる。顧問は、委員会において推薦し、部長が、これを委嘱する。顧問は、重要事項に関し部長の諮問に応じる。

第6章 会 議

- 第16条 本専門部の会議は、委員会、常任委員会並びに各種専門委員会とする。
- 第17条 委員会は、部長が、召集し、会務の執行に必要な事項を審議する。
- 第18条 常任委員会は、部長が、召集し、緊急事項については、委員会の代行をし、次の委員会に報告する。なお、常任委員会は、部長、副部長、委員長、副委員長、常任委員をもって構成する。
- 第19条 会議は、会員の半数以上の出席により成立する。ただし、委任状を認める。議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第7章 会 計

- 第20条 本専門部の経費は、(公財)全国高等学校体育連盟からの活動補助金、加盟各都道府県高等学校体育連盟なぎなた専門部分担金及び寄付金をもってこれに充てる。
- 第21条 本専門部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。今年度の会計は、東海学園高等学校・増田桂子とする。
- 第22条 本専門部の予算は、委員会の承認を得ることとし、決算は、監事の監査を経て、委員会の承認を得る。

第8章 附 則

- 第23条 本規約は、委員会の決議により改正・変更することができる。

本規約は、平成5年4月1日より施行する。
平成25年4月19日一部改訂
平成26年4月18日一部改訂
平成28年4月15日一部改訂

細 則

令和6年度の加盟各都道府県高等学校体育連盟なぎなた専門部分担金は、30,000円とする。